

## 秋田県北秋田市における入会林野整備事例

横田辰彦（秋田県入会林野等整備コンサルタント）  
加藤貴志（秋田県農林水産部森林整備課主査）

### 1 秋田県の入会林野整備の沿革

行政が行う入会林野整備は、「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」を根拠法としていますが、昭和41年に同法が施行された当時、本県の入会林野の民有林面積に占める割合が約36.6%で全国一、面積は約165千haで長野県、兵庫県に次いで全国3番目に位置し、大潟村を除く全市町村（市町村数68）に存在していました。

また、入会林野内での人工林率は約19%で、主に採草・放牧や薪炭材採取に利用されていましたが、次第に放置されるようになり、荒廃地化が問題視されました。

表1 整備前の利用形態別面積（平成25年度末）（単位：ha）

区分	共同利用	直轄利用	分割利用	契約利用	計
秋田県	41,485	576	14,793	1,687	58,541
全 国	170,356	209,219	175,415	23,641	578,631
秋田県	71%	1%	25%	3%	100%
全 国	29%	36%	30%	4%	100%

表2 整備後の利用形態別面積（平成25年度末）（単位：ha）

区分	生産森組	農林組合等	共 有	個 人	計
秋田県	11,083	3,309	9,253	34,896	58,541
全 国	301,717	6,893	31,979	238,042	578,631
秋田県	19%	6%	16%	60%	100%
全 国	52%	1%	6%	41%	100%

表1の整備前利用形態を見ると、全国に比べて共同利用の割合が高いですが、整備後の経営形態は個人経営が60%を占めています。これについては明文化された資料はありませんが、入会林野整備の初期においては、共有名義では将来的に入会の再来となるという懸念から、個人分割による整備を推進したという理由があるようです。

昭和43年に秋田県で開催された全国植樹祭では、「入会林野の整備と拡大造林の推進」

がテーマに掲げられ、「年間1万ヘクタール造林運動」と並行して入会林野整備が進められました。平成27年1月現在の入会林野整備実績は件数で1,042件、面積で58,541haとなっており、これは全国の整備実績に対して件数割合で約16%、面積割合で約10%を占めます。

表3 年度別入会林野整備面積

区分	全 国					秋 田 県			
	年度	市町村数	件数	面積(ha)	1件当たり面積(ha)	市町村数	件数	面積(ha)	1件当たり面積(ha)
第1期整備計画	42	9	13	3,560	274	0	0	0	—
	43	109	229	23,631	103	11	45	3,940	88
	44	167	304	26,385	87	14	51	4,907	96
	45	197	344	35,579	103	18	46	3,112	68
	46	211	408	33,832	83	11	57	3,119	55
	47	250	443	42,515	96	22	50	2,465	49
	48	239	403	42,675	106	21	58	3,537	61
	49	263	514	52,663	102	19	54	3,467	64
	50	217	336	29,514	88	20	46	3,272	71
	51	239	371	30,039	81	22	47	3,366	72
第2期整備計画	52	239	299	32,412	108	22	51	3,311	65
	53	156	243	21,793	90	14	35	1,635	47
	54	150	220	20,619	94	15	39	2,585	66
	55	169	244	20,617	84	20	52	2,749	53
	56	155	215	15,515	72	21	41	1,912	47
	57	197	285	22,200	78	25	63	2,443	39
	58	156	214	12,495	58	19	56	2,065	37
	59	122	183	13,289	73	24	49	1,944	40
	60	116	152	10,902	72	19	37	2,180	59
	61	133	169	13,140	78	14	25	1,323	53
第3期整備計画	62	99	125	8,142	65	12	17	373	22
	63	92	109	5,773	53	13	24	1,184	49
	元	89	102	7,066	69	8	14	160	11
	2	68	73	4,044	55	6	9	229	25
	3	56	63	5,295	84	8	12	392	33
	4	54	62	3,418	55	5	8	189	24
	5	54	66	5,211	79	7	9	306	34
	6	35	41	3,255	79	5	6	182	30
	7	42	51	2,687	53	7	8	433	54
8	41	55	4,006	73	4	4	106	27	
第4期整備計画	9	35	39	3,074	79	2	2	250	125
	10	35	38	2,325	61	4	4	151	38
	11	28	29	2,737	94	0	0	0	—
	12	24	25	1,158	46	3	3	128	43
	13	23	25	1,103	44	1	1	52	52
	14	22	26	1,763	68	2	2	68	34
	15	28	28	2,602	93	7	7	257	37
	16	20	21	1,229	59	2	2	21	11
	17	16	20	1,429	71	1	1	45	45
	18	19	22	2,154	98	1	1	125	125
第5期計画	19	13	17	1,757	103	0	0	0	—
	20	9	10	572	57	1	1	18	18
	21	11	15	950	63	3	3	268	89
	22	7	13	396	30	1	1	60	60
	23	9	12	1,085	90	0	0	0	—
第6期計画	24	8	12	1,813	151	0	0	0	—
	25	1	1	212	212	1	1	212	212
	26					0	0	0	—
	27								
28									
計	4,432	6,689	578,631			455	1,042	58,541	

表4 市町村別入会林野整備の現状

(単位: ha、%)

市町村	民有林面積	S58 調査時		認可済		未整備		
		集団数	面積	集団数	面積	集団数	面積	入会林野率
総数	446,914	1,902	136,272	1,042	58,541	860	77,731	17.4
鹿角	24,833	123	12,549	115	9,500	8	3,049	12.3
1 鹿角市	20,667	106	9,658	103	8,658	3	1,000	4.8
2 小坂町	4,165	17	2,891	12	842	5	2,049	49.2
北秋田	76,523	339	27,692	176	10,233	163	17,459	22.8
3 大館市	29,945	117	11,698	48	4,084	69	7,614	25.4
4 北秋田市	40,075	199	12,434	126	5,986	73	6,448	16.1
5 上小阿仁村	6,503	23	3,560	2	163	21	3,397	52.2
山本	48,932	201	15,366	121	7,590	80	7,776	15.9
6 能代市	16,187	56	3,903	34	1,886	22	2,017	12.5
7 藤里町	7,035	49	1,446	1	55	48	1,391	19.8
8 三種町	10,977	69	2,734	69	2,711	-	23	0.2
9 八峰町	14,734	27	7,283	17	2,938	10	4,345	29.5
秋田	61,254	225	10,489	123	6,563	102	3,926	6.4
10 秋田市	36,739	126	6,628	67	4,472	59	2,156	5.9
11 男鹿市	10,230	36	1,436	2	63	33	1,373	13.4
12 潟上市	2,857	15	414	6	316	9	98	3.4
13 五城目町	9,182	43	1,526	44	1,394	-	132	1.4
14 八郎潟町	305	2	178	2	67	-	111	36.4
15 井川町	1,573	3	307	2	251	1	56	3.6
16 大潟村	369	-	-	-	-	-	-	-
由利	81,556	434	23,618	159	6,753	275	16,865	20.7
17 由利本荘市	70,135	385	18,848	139	5,858	246	12,990	18.5
18 にかほ市	11,421	49	4,770	20	895	29	3,875	33.9
仙北	63,281	315	19,896	249	11,595	66	8,301	13.1
19 大仙市	34,806	138	8,366	106	5,436	32	2,930	8.4
20 仙北市	25,414	170	11,177	141	6,129	29	5,048	19.9
21 美郷町	3,060	7	353	2	30	5	323	10.6
平	35,814	95	11,072	49	3,032	46	8,040	22.4
22 横手市	35,814	95	11,072	49	3,032	46	8,040	22.4
雄勝	54,721	170	15,590	50	3,275	120	12,315	22.5
23 湯沢市	32,569	116	10,715	32	2,314	84	8,401	25.8
24 羽後町	13,882	38	1,449	17	913	21	536	3.9
25 東成瀬村	8,270	16	3,426	1	48	15	3,378	40.8

〔資料〕平成25年度末現在

## 2 秋田県北秋田市の概要

今回事例を紹介する入会整備地のある北秋田市は県北中央部に位置し、平成17年に入会地のあった森吉町を含む4町の合併により誕生しました。

平成27年6月現在の人口は33,234人、総面積は115,257haで県内25市町村中2番目に大きな市町村です。

森林面積は96,219haで県内1位、民有林率は42%で県平均55%に対して国有林率が高くなっています。

平成23年度の林業関連の総生産額は約73億円で、県内順位で4番目と林業経営の盛んな地域です。

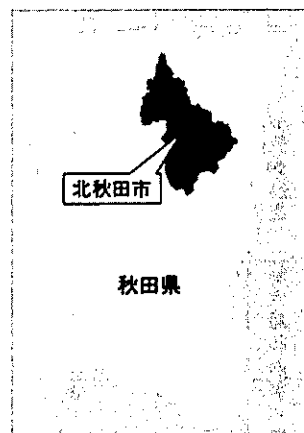


図1 秋田県の地図

### 3 入会林野整備の概要

今回紹介する入会林野整備実施箇所の地区名は、北秋田市阿仁前田地区で、平成5年度より入会整備を開始し、20年後の平成25年度に入会林野整備計画が認可されました。

整備対象面積は約212haで、人工林率は約7割で大半がスギ林であり、平成5年当時は5～6齢級にピークを置く齢級構成でした。

整備前の入会地は、阿仁前田、神成、惣内の3部落から組織される「阿仁前田大部落会」及び下部組織の「阿仁前田山林組合」で管理されており、部落共有地と個人利用地に分けて管理されていましたが、いずれも登記上は205名の共有名義となっていました。

表5 入会林野整備地の概要

項目	整備前	整備後
所在地	北秋田市阿仁前田地区 11字139筆	北秋田市阿仁前田地区 11字251筆
地目	山林、原野、保安林、公衆用道路、境内地、宅地	
関係集落	阿仁前田、神成、惣内	
整備面積	2,116,151.44 m <sup>2</sup>	2,116,157.00 m <sup>2</sup>
入会権者数	205名	131名
利用目的	薪炭材採取、用材林育成、公衆用道路	
利用方法	共同利用、個人分割利用	

### 4 入会林野整備の理由

昭和31年に地上権登記した際の共有権利者は205名でしたが、平成5年当時に存命若しくは地域内に居住している名義者が全体の1割程度であり、入会権者の転出や死亡・相続に係る登記がほとんどなされていなかったため、共有関係者（法定相続人）が千名近い人数となっていました。

大半の地域が個人分割利用されていたことから、個人有地として意識されていたようですが、昭和63年度に地域の生活道である県道が未舗装で急カーブが多かったため改良工事が計画された際、当時既に共有関係者数が960名に膨れあがっていたことから用地取得が難航し、や

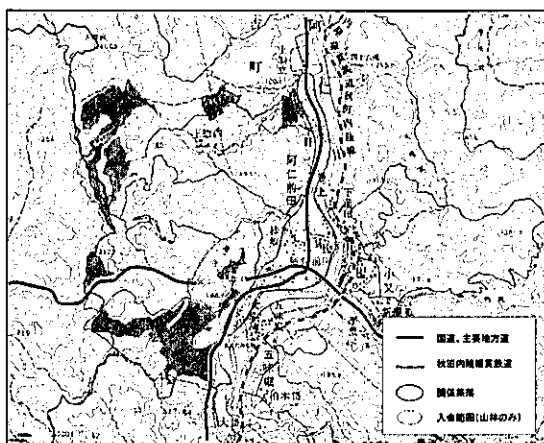


図2 入会整備地周辺地図

むなく2年がかりで土地収用された経緯があり、「若い者が跡を継いだときに苦勞をかけたけないう、権利を整理しなければならない。」という声が高まったものです。

## 5 入会林野整備の進め方

本県においては、入会林野整備意思のある入会集団は、市町村職員の指導の下に「入会整備組合」を設立し、「入会林野整備計画書」の作成に着手します。

市町村は、入会林野整備が円滑に実施できるよう入会整備組合に対し計画の作成・整備後の森林管理並びに関係法令等について説明や指導を行うほか、分筆に必要な測量を実施します。県は作成された入会林野整備計画について審査し、適正と認められた場合は公告縦覧と地上権登記を行います。この作業は県の出先機関である地域振興局森づくり推進課が管轄しています。

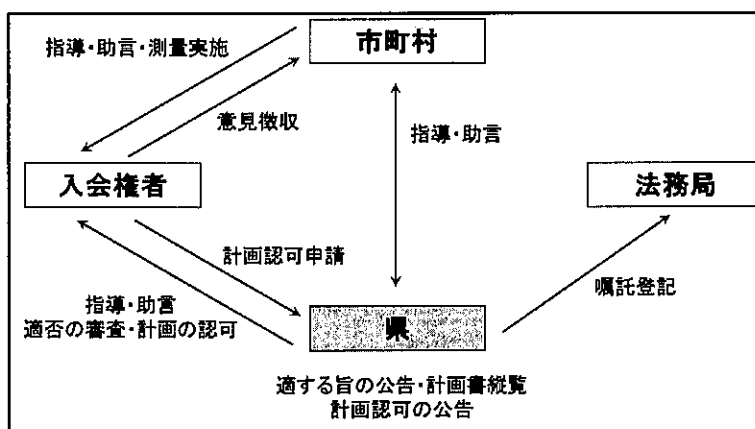


図3 入会整備組合と県・市町村の役割

## 6 入会林野整備の確認事項及び計画書の記載事項

入会林野整備にあたっては、関係者の間で入会地の範囲や規約に関する認識を共通化する必要があります。

入会林野整備組合が作成する入会林野整備計画書には、対象となる箇所の詳細、権利を取得する者と放棄する者の確認書類、整備後の土地の利用計画、整備に伴う金銭の支払い又は徴収に関する計画等を示す必要があります。

入会林野整備計画書に記載する事項と添付資料を列記すると、下記のとおりとなります。

### ○入会林野整備計画書記載事項

- 1 入会林野整備の対象とする土地、入会権の内容並びに入会権者の氏名・住所

- (1) 土地に関する事項
- (2) 入会権者に関する事項
- 2 権利移動に関する計画
  - (1) 所有権移転に関する事項
  - (2) 地上権等の権利の設定に関する事項
  - (3) 権利の消滅に関する事項
  - (4) 消滅させない権利に関する事項（同意見書）
- 3 権利を取得しない入会権者の氏名・住所及び理由  
土地取得権利放棄確認書
- 4 入会林野整備後における土地の利用に関する計画
  - (1) 土地の利用計画（共同経営者名簿）
  - (2) 農地又は採草、放牧地である土地の利用計画の明細
  - (3) 生産森林組合又は農業生産法人に出資する場合の出資計画
- 5 入会林野整備に伴う金銭の支払い又は徴収に関する計画
  - (1) 精算に関する事項
  - (2) 支払いに関する事項
  - (3) 徴収に関する事項

#### ○入会林野整備計画書添付資料

- 1 入会林野整備組合規約及び入会林野整備に関する基本方針
- 2 入会林野整備計画に対する同意書
- 3 入会林野整備組合規約及び基本方針についての入会権の同意書
- 4 関係行政機関の意見書
- 5 入会慣行を記載した書面
- 6 入会林野の沿革を記載した書面
- 7 入会権者名簿
  - (1) 土地所有者の住所を証明する書類
  - (2) 登記名義人が実質上の所有者でないことの確認書
- 8 入会集団及び整備組合の総会議事録
- 9 隣接所有者の土地境界確認に関する書面
- 10 入会林野の位置を示す書面
- 11 現況図及び土地利用計画図
- 12 所有権確定図、分合筆地目変更計画図、地積測量図
- 13 登記事項証明書及び公図

#### ○計画書作成のために取得及び作成する資料

- 1 土地の登記事項証明書
- 2 住民票
- 3 確認書
- 4 放棄確認書

- 5 印鑑証明書
- 6 組合員変更届
- 7 住所変更届
- 8 入会同意書
- 9 規約等同意書
- 10 慣行確認書
- 11 相続関係図

表6 整備後の経営形態

所有権移転先	メリット	デメリット
個人分割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有権の明確化により造林補助が受けやすくなる</li> <li>・転出入による持分変動がない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域外へ売買される懸念</li> <li>・所有規模の零細化による経営意欲の減退</li> </ul>
共有 (持ち分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地分割されないため、これまでの面積がそのまま維持される</li> <li>・共同経営による生産性向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相続発生の際、持分に関わる相続登記が必要</li> <li>・相続での持分の細分化の懸念</li> <li>・経営の意思決定が困難</li> </ul>
生産森林組合 農業生産法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現物出資となるため、これまでの面積がそのまま維持される</li> <li>・林業経営の本旨に最も適合しており、関係機関との連携しやすい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の設立及び解散には知事の認可が必要</li> <li>・運営経費、税金の支払い、官庁の監査対応等の事務対応</li> <li>・離村、脱退による組合員減少</li> <li>・解散に多額の経費がかかる</li> </ul>
地縁団体	<p>近代化法では、地縁団体に整備することができない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済林を所有し、営利事業を行う事は地縁団体として不適切</li> <li>・入会権者と、地縁団体の構成員の定義が合致しない</li> </ul>	

出典：秋田県入会林野等整備実務担当者研修会資料

## 7 阿仁前田地区における作業内容

入会林野整備計画書の作成に必要な作業を列記します。

### (1) 入会権の範囲の確認

- 自分たちの入会地がここであるという総意
- 登記上の所有者及び法定相続人からの「入会地であって、自分の土地ではない」という同意
- 隣接の所有者がその境界を了承する確認

### (2) 土地の確認

- 隣接者の地籍確認（現地、製図）

- 国有地との境界確認
- 国土調査法、過去の入会林野整備地との調整
- 分筆、地積更正に際しての隣接所有者の同意

当地区の場合、地元に住居して大部落会や山林組合に加入している者には入会地であるという認識がありましたが、亡くなった方の孫子の世代に事業を説明し、同意を得るまでに相当の期間を要しました。

### (3) 慣行の確認、規約の収集

- 薪炭材の配分基準（分家・移入者・耕地面積・家族数）
- 個人分けの持分基準、割地の集団内譲渡の可否、用途変更の可否
- 旧戸・新戸・移入者の権利の存否・権利差・権利内容等
- 固定資産税の分担、山の手入れ義務の内容
- 利益の配分実績（薪炭材、立木・土地分収金の配分）
- 離村失権の条件が明確化されているか
- 入会地を第三者が処分する際の同意方式（総意・多数決）
- 登記名義人が無断で売買した際の制裁方法
- 規約改正の際の同意方式（総意・多数決、改正事例など）
- 古い文書の現代的解釈

慣行の規約が文書化されていない場合、文献収集や古老からの聞き取り調査などが必要となり大変苦勞しますが、当地区の場合は阿仁前田山林組合の規約に「権利は平等」「地域を離れた場合は権利を失う」「総会出席者の3分の2以上の同意で意思決定する」などの入会慣行が明文化されていたため、この作業は比較的容易に進みました。

また、平成5年度に共有名義土地の分筆のための測量を行いました。当時の事業要件に基づく経費の3分の1の地元負担については、阿仁前田大部落山林組合の預貯金より支出されました。

整備後の経営形態について、阿仁前田入会整備組合では、元々の利用形態を継承する形で個人利用地を個人分割に整理し、各部落及び山林組合で管理していた共同利用地は共有とし、総会で承認された各部落の代表者3人の共有名義で登記を行うこととしました。

土地利用計画は、全区域について用材林育成を目的とした林業利用を行うこととしました。

また、高齢を理由に33名の権利者が権利放棄を望みました。権利放棄する者は対価の支払いを求めないことを取り決め、関係者108名より確認を取得しました。



## 8 まとめ

入会整備にあたっての問題は、入会権者の解釈が曖昧で権利者の特定が困難なこと、入会地の沿革や境界が不明なこと、個人分割の調整が難しく、経営形態の方針が立てられないことが挙げられます。さらに、関係者の高齢化や不在村化による山離れや林業の採算性悪化による林業経営への不安などが問題に拍車を掛けています。

本地区が大面積で関係者が多数に及ぶにも係わらず入会権を整理できた理由は、入会権を整理する目的が明確であったことと、入会整備に関連する制度について一定の理解があったこと、離村失権の条件が明確化されていたこと、個人の金銭負担なしで事業を進めることなどが考えられます。

平成5年度の入会林野整備組合設立から平成25年度の入会林野整備計画の認可まで20年の歳月を要した理由としては、当初は10名ほどの実行委員により事務処理が進められたこと、平成4年に入会整備の意思を固めた時点で、既に登記名義人の半数以上が亡くなっており、地区外に転出している方も多数いたことが挙げられます。

作業期間中、幾度か書類を取りまとめて県の審査に臨みましたが、その都度書類の不備が指摘され、修正作業を進める間に入会権者の死去や地区外転出、実行委員の死去等によって作業が振り出しに戻るといったことを繰り返しました。

平成20年に部落代表の改選があり、そこで入会整備が停滞していることが認識され、改めてゼロベースから作業をやり直そうという機運が生まれました。北秋田市役所の入会整備担当者が地元出身であったこと、その上司が登記関連の法律に精通していたこともあり、市役所主体により書類整備が急ピッチで進められ、入会整備計画書の完成に繋がりました。

しかしながら、用材生産を目的に整備された当該地区ですが、平成27年現在で森林経営計画が策定されておらず、林業目的に有効利用されているとは言えない状況です。これについては、行政と地元森林組合等との連携による働きかけが必要と認識しています。